

## 北部大阪都市計画五日市緑町・畠田町地区地区計画（茨木市決定）

都市計画五日市緑町・畠田町地区地区計画を次のように決定する。

### 1. 地区計画の方針

名 称	五日市緑町・畠田町地区地区計画
位 置	五日市緑町・畠田町地内
面 積	約 3. 8 ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>地区計画の目標</p> <p>当地区は、茨木市の中心市街地の北約1.5 kmに位置し、広域幹線道路国道171号の沿道にある。また、名神高速道路茨木インターチェンジにも近接した交通利便性の非常に高い地区である。</p> <p>このような状況の下、地区計画の策定により、周辺環境に配慮した企業の立地を誘導し、地域経済の活性化を図ることを目標とする。</p> <p>土地利用の方針</p> <p>交通利便性に優れた立地環境を活かした事業所等の立地を誘導するとともに、隣接する集落地への影響にも配慮し良好な市街地環境の形成を図る。</p> <p>建築物等の整備の方針</p> <p>1. 建築物の用途、及び壁面の位置などの制限を行うことにより、周辺環境に配慮した事業所等の立地を誘導する。</p> <p>2. 墁、さくの構造等の制限により、緑豊かな街区景観の形成を図る。</p>

「地区計画の区域は計画図表示のとおり」

## 2. 地区整備計画

地区 整 備 計 画	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物等は建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>(2) 老人ホーム、身体障害者福祉ホーム、その他これらに類するもの</li> <li>(3) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</li> <li>(4) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</li> <li>(5) 学校</li> <li>(6) 病院</li> <li>(7) 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの</li> <li>(8) 卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の事業の用に供するものを含む）の用途に供するもの</li> <li>(9) コンクリートプラント、クラッシャープラント</li> </ul>
	壁面の位置の制限	国道171号境界線から建築物の外壁もしくはこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は、1m以上とする。
	垣又はさくの構造の制限	道路に面して垣又はさく、擁壁等を設置する場合は、道路境界から0.5m以上後退し、道路に面する部分を植栽するものとする。

「地区整備計画の区域の配置は計画図表示のとおり」

## 五日市緑町・畠田町地区地区計画 計画図



地区計画及び地区整備計画の区域

グラウンド

(富士正晴記念  
市立中央図書館)

市立生涯学習センター  
市立中央公民館

畠田小学校  
市立中央公民館

市立生涯学習センター  
市立中央公民館

